

高岡市制度融資の充実について

「景気対応緊急資金(東日本大震災特別枠)」を創設

本市では、厳しい経営環境にある市内中小企業を支援するため、これまで市制度融資の充実を図ってきたところです。

このたびの東日本大震災にともない、東北地方の取引先の被害などにより経営に支障が出るのが懸念されるため、本市制度融資の一つである景気対応緊急資金に震災特別枠を設けることとしました。

〈景気対応緊急資金特別枠〉

施行日 平成23年5月16日(月)

特別枠の対象者

- ア) 直接被害を受けた事業者(東北地方に事業所等を有し罹災した者)
- イ) 間接的に被害を受けた事業者(東北地方の罹災事業者等と取引がある者)

* ア)については被災自治体の罹災証明が必要。

イ)については高岡商工会議所または高岡市商工会の認定が必要

資金使途・融資限度額

- ・ 運転資金
- ・ 2,500万円 (既存の景気対応緊急資金2,500万円とは別に)

融資利率

- ・ 年1.8%以内 (既存の景気対応緊急資金2.2%より低利率)

融資期間

- ・ 6年以内 / 据置1年以内含む (既存の景気対応緊急資金5年以内を1年延長)

保証料

- ・ 市が全額補給(年0.35~1.05%)

産業企画課 総務・金融担当

0766-20-1286

(内402・403)